

高崎市・安中市消防組合消防局告示第1号

喫煙等を禁止する場所及び火災予防上危険な物品の指定についての一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年1月5日

高崎市等広域消防局長 高見澤 朗

喫煙等を禁止する場所及び火災予防上危険な物品の指定についての一部を改正する告示

喫煙等を禁止する場所及び火災予防上危険な物品の指定について（平成11年高崎市等広域市町村圏振興整備組合消防局告示第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第1条の」を「別表第一に掲げる」に改め、「防火対象物」の次に「又はその部分」を加え、同項第1号中「客席及び舞台」を「舞台及び客席」に改め、同項第2号中「不燃材料」の次に「（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）」を加え、同項第4号中「、ダンスホール又は」を「その他これらに類するもの又はダンスホール若しくは」に改め、同項第5号中「小売店舗の売場（食堂の部分を除く。）」を「マーケットその他の物品販売業を営む店舗の売場及び通常顧客が出入りする部分」に改め、同項第8号を第9号とし、同項第7号中「危険物品」の次に「の持ち込み」を加え、同号を同項第8号とし、同項第6号を第7号とし、同項第5号の次に次の1号加える。

（6）地下街の売場及び通常顧客が出入りする部分又は地下道の公衆の出入りする部分
第1条第1項に次の2号を加える。

（10）旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもので催物の行われる部分

（11）文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定により重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲

第1条第2項中「第1条の」を「別表第一に掲げる」に改め、「防火対象物」の次に「又はその部分」を加え、同項第2号中「、ダンスホール又は」を「その他これらに類す

るもの又はダンスホール若しくは」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。